

令和元年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会

令和2年2月19日（水）

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

【新田見契約調整担当部長】 それでは、これより令和元年度東京都入札監視委員会第2回の第二監視部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、財務局契約調整担当部長の新田見でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成30年度の第4・四半期に発注いたしました工事についてご審議をいただきます。

また、平成30年度の第4・四半期に談合情報処理を行いました事案につきましても、あわせてご審査をお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。東京都の入札監視手続の公平性、透明性の確保にぜひともお力添えをいただきたいと思いますので、本日もよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料の2枚目のとおりでございますので、紹介は割愛させていただきます。

なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただいております。

次に、定足数でございますが、当第二監視部会は、現在は4人の委員によって構成されておまして、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱によりまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開いて、議決できないことになっております。本日は4人の委員の皆様がご出席いただいております。当部会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、有川部会長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議等なし）

【新田見契約調整担当部長】 それでは、有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 では、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行の資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議といたしまして、平成30年度の第4・四半期に契約した工事につきましてご審議をいただきます。議案は4つでございます。

次に、同要綱第2条第6号に基づきます談合情報処理に係る審査といたしまして、平成30年度の第4・四半期に談合情報処理を行いました事案についてご審査をいただきます。こちらの議案は1つでございます。

続きまして、本日お手元に配付いたしました資料について確認をさせていただきたいと思います。本日の資料は、次第が一式、それから定例審議の議案1から議案4及び談合情報処理審査、議案5でございます。

また、議案1及び議案4に関する補足資料というのを別紙で机上にご用意しております。そのほか、机上には東京都契約関係規程集を別冊で机上に用意しておりますので、ご確認ください。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料につきましては、本日の委員の皆様限りでございまして、ごらんいただくこととさせていただいております。本日の部会終了後におきましても、お取り扱いには十分ご注意くださいますようお願い申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 説明は以上でございます。

それでは、有川部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【有川部会長】 それでは、まず、この後審議を予定しております定例審議の事案につきまして、この資料、4枚紙でできています、第二監視部会の次第が書いてある資料の5ページについております資料1に基づいて説明させていただきます。

平成31年3月29日に開催されました平成30年度第2回入札監視委員会におきまして、令和元年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、1、契約金額が高額な事案、2、高落札率の事案、3、1者入札の事案、4、低入札価格調査を行った事案、5、同一事業者による長期継続受注事案、6、社会的に注目されている事案及び7、委員会あるいは部会が必要と認めた事案と決定されました。

これを受けまして、当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案につきましては、金額の高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率の事案につきましては、落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれ金額の高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案につきましては、新聞や雑誌等で取り上げられました案件の中から抽出すること、それ以外の1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案につきましては、該当する全案件の中から抽出することとしております。

また、当部会では、各委員がそれぞれ事案を抽出した後で、その中から最終的な審議対象事案を、私、部会長が決定するというようにしております。

この資料1にあります、この2、審議対象事案、4つの事案はそのような形で決定した

ものでありますけれども、できる限り客観性を持たせる、部会長独自の考えではなくて、全員の意見ができるだけ客観的に反映できるようにという立場で、原則として複数の委員が選んだ案件を優先的に選ばせていただいております。

ここでリストアップしております4件のうち、1番、2番、4番につきましては複数の委員が選定した事案であります。

なお、3番は複数の委員が選定したわけではないんですが、1者入札の事案のうち特に希望者数、指名者数、応札者数の数の推移の仕方が尋常ではないといえますか、28希望者数がそのうち3分の1近く指名のところで絞ったにもかかわらず、応札者が1者応札になっているという事態でしたので、特にこれも選ばせていただいているところであります。

こうして最終的に決定した事案が、今言いました4件なんでありますけれども、これより個別の審議に入りたいと思います。

審議に際しましては、個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とさせていただきます。後日、審議概要及び議事録につきまして、東京都財務局ホームページに適切に掲載していただくという予定にしております。

そういう事情でありますので、事情をご賢察の上、取材等の方はご退席をお願いできればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いします。

1件目は下水道局の案件です。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 契約調整担当課長の荒山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案1の事業所管局でございます、下水道局の出席者の方をご紹介します。

【下水道局 浦崎契約課長】 下水道局、契約課長の浦崎と申します。よろしくお願いいたします。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 土木設計課長をしております泉谷と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 議案1の方をごらんください。

高額事案として抽出されましたもので、件名は「王子第二ポンプ所建設その4工事」です。本件は一般競争入札により発注を行ったものでございます。

希望者、応札者ともに1者で、落札率は99.9%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

本件を含めまして、本日審議いたします各事案の内容につきましては、事前に事務局から説明を受けておりますし、議案の資料の提供も受けておるところであります。

それでは、早速、本事案について、各委員から質問や意見を出していただければと思います。ありましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

【小池委員】 よろしく願いいたします。

本件につきましては、その3の方が不調で、それでその4となったということで事情をお聞きしております。

その3の方、今日、補足資料としていただいているんですけども、そのときも1者が応札していたということで、予定価格超過のために折り合わなかったということで、改めてその4として出し直しされているわけですが、その際に、ヒアリングなどを行われて、入札が成立するようということで、色々と工夫なさっていたかと思うんですが、やはりそれでも1者しか希望されなかったという現実がございます。

こちらのヒアリングというのは、ヒアリングされたというのはこちらの事業者でされているんだと思いますけれども、そういった際には、当然、応札してきた方が1者しかありませんという、その方にお話を聞きするしかないというようなことなのかなとは思いますが、でも、その次の入札に向けて、その方に特別に有利にならないように、そして、その方を含めて多くの方が入札していただけるようにと色々と気を使わなければいけないところもあるかと思うんですけども、結果としては1者だったということなんですが、どのような工夫を実際なさっていて、それについてどのように担当として評価されているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 ただいまのご質問についてでございますが、今回、その3工事が不調になった際に、応札をした業者にヒアリングをしてございます。

ヒアリングの内容としては、入札価格が積算価格より高くなっている理由についてお話を聞いております。

応札の業者からの回答といたしましては、非常に、ここの現場、狹隘な、非常に狭いスペースの中で、河川の隅田川の護岸と隣接していて、なおかつ、少し資料の方をご説明しますと、この現場、首都高の高架橋にも近接しているということで、その近接している環境の中で、いかに安全、かつ確実に施工するということが非常に重要になるということで、その部分の確実な施工のための施工管理、また、安全管理というところに非常に労力を要するということで応札の金額になるというヒアリングの結果を受けているところでございます。それを踏まえまして、私どもとしましては、改めて設計の内容を精査しているところでございます。

その中で、今回、特に要素として大きなところとしましては、旧河川護岸を撤去して、新しく護岸と一体的に雨水を川に流すための吐口というのを設置しますので、そちらの施工の方法等について、設計内容の妥当性というのを改めて検証して、実際に大きなところとしましては、その河川の護岸を支える杭、河川杭を施工する、実際、その杭の境界とかがありますので、その境界の方に現場の施工環境、または地盤等を改めて照会をして、当

初の設計の仕様の材料であったり、施工の仕方に対応できるかというのを確認した上で、設計内容を一部修正して再発注したというところでございます。

【小池委員】      ありがとうございます。

今のお話ですと、要するに最初に出されてきた、その3で出されてきた事業者の積算というのは妥当性のあるものであったというような部分のようなご判断なのかなと思うんですが、それでは、他の事業者も参加できるようにということで、どのような工夫をされたか教えてください。

【下水道局 泉谷土木設計課長】      はい。他の受注者も参加できるということからいたしますと、今回の当初の内容については、私どもも最終的に不調にはなっているというところがありますが、今回の参加条件にしましても、広く受注者が参加できる形で発注しているところでございますし、再発注に当たっても、複数の業者が参加できる参加条件で発注をしておりますので、そちらについては問題はないというふうに判断して発注をしているところでございます。

【小池委員】      それでは、その3の時の参加条件に問題はなかったというご判断から、特に改めることはなかったということですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】      設計の内容については見直しをしております。ただ、参加条件とか、そういうものを緩和するというような形での新たな拡大というように考えての見直しというところはしていないということです。

ちょっと先程もご説明しました、非常に今回の工事、河川に隣接した箇所、非常に難易度の高い工事ではございますので、そういう意味では、参加資格条件で、一定の今回の難易度の高い工事をできるという参加条件は付与しておりますが、非常に難しい工事ですので、それは最低限必要な条件だということで考えて付与しているというところでございます。

【小池委員】      ありがとうございます。

【有川部会長】      他にありましたら、どうぞ。

【飯塚委員】      補足資料の1枚目なんですけれども、最初の縦の列、これ、「事後」と書いてあって、2回目は「事前」になっていますが、2回目は「事前」になるのは何でしたか。

【下水道局 浦崎契約課長】      不調の案件が再発注になりますと、価格を事前公表するというルールに基づいております。

【飯塚委員】      ちょっと、その下水道局の案件じゃないけど、私たちの手元にもう1枚あって、この新宿線レール工事は、2回目も「事後」になっているんですよね、それは。

【荒山契約調整担当課長】      4番の審議項目の内容かと思われませんが、こちらは特命随意契約の案件でございまして、こちらにつきましては、毎回、相手方、特命ですが、相手方が1者ですので、事前公表ということで出してしまうと、これ100%になってしまいますので、ここは1回目だろうが、2回目だろうが、事後公表というところでやっております。

ます。

【飯塚委員】 分かりました。

今の王子第二ポンプ所に戻って、当初発注は1回目から4回目まで不調だったわけなんです、これ、4回目で切れる、つまり5回目がないのはなぜですか。

【下水道局 浦崎契約課長】 3回まで応札していただけるというルールですので、この4回目で価格を上げた結果、超過している場合は、もうそれ以上の入札にはならないということでございます。

【飯塚委員】 3回まで応札できるわけ。

【下水道局 浦崎契約課長】 はい。

【飯塚委員】 じゃあ、4回目って、応札できないんじゃない。

【下水道局 浦崎契約課長】 この回数というのは、開札の回数ですよ。

【事務局】 再度入札が3回までという意味です。全部で応札としては4回です。

【飯塚委員】 4回ということか。

そういうルールを業者は当然知っているわけなので、そうすると、じゃあ、通しで5回目になれば、また、またというか、今度は事前公表で契約ができるなと思いますよね、普通ならね。

だから、1回目から4回目までは、多少金額を減らして行って、それで実質5回目に臨むという。5回目の場合は予定価格が分かっているから99.9%ということもあり得る、そういう流れになっているんじゃないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 お答えいたします。

まず、この第1回目の当初発注のときには、1回目の応札で予定価格超過になっていますが、この際には、他の応札者がいる可能性もありまして、自分一人しかいないというふうに認識はしていないと思われます。

電子入札ですので、自分以外にも何者かが応札をしている可能性がある。その中で、全員が予定価格を超過したのだというふうな認識のもと、2回目、3回目、4回目と入札していく。

4回目までやった時点で、誰も私どもが定める予定価格を下回る業者はいなかったということで不調ということになっておりますので、その時点で、まだ、自分だけが応札をしているというようなことが分かっている状況じゃないということでございます。

その後、入札経過調書が出ますので、そこで結果的に1者応札だったということが判明するというようなことでございます。

【飯塚委員】 入札の前に、現場説明とかというのはないんですか。

【下水道局 浦崎契約課長】 ございません。

【飯塚委員】 ない。でも、その施工条件が非常に難しいわけなんだから、さっき写真でお示しいただいたように、この工事を請け負うのであれば、現地で見てもらうということは、それはもう必須のことじゃないですか。それをしないから、この条件を知っている

であろうこの大豊建設だけが契約をしたというふうに理解されたら、それは困るでしょう。

だから、そういう理解にならないように、広く業者を求めるのであれば、ちゃんと丁寧な説明、それは書面だけじゃなくて、現場で首都高の関係とか、隅田川の関係とか、それを直に見てもらっての説明というのは必要なんじゃないですか。

【荒山契約調整担当課長】 お答えいたします。従前は現場説明会というようなことをやっていたんですけども、それをやってしまうと、先ほどお話が出ていますように、参加希望の方が集まって談合の温床になりかねないというようなこともありまして、東京都では基本的に入札においての現場説明会は実施していないという状況です。

その代わり、書面、設計図書、そういったところでしっかりとお見せし、それからご質問があれば、そこに対して、皆さんに同じような回答をするという形式をとり、公平性を保ちながらの入札を行うというようなことを基本としてやっているところでございます。

【飯塚委員】 現説をやらないというのは、この法令集に載っていますか。

【荒山契約調整担当課長】 後ろの159ページの方に載せています。

【飯塚委員】 159ページには確かに説明会の廃止とありますけれども、文章は「原則として廃止する」ということですから、別にやっちゃいけないというわけじゃない。

例外として、幾つか要件を定めて、それに合致する場合はできるんですよ。

【荒山契約調整担当課長】 おっしゃるとおりです。原則はやらない。

どうしてもやらなければならないような特殊な事例がある場合に限っては、一堂に会さないように工夫をしながら、現場説明会というようなことがやれるような状況にはなっておりますので、全くやってはいけないということにはなっておりません。

ただ、本件に関して言うと、通常の工事ということで、難しい部分は当然あるんですけども、現場説明会をやらなくてはならないようなレベル感の工事じゃないというような判断の下、やらなかったというようなことになるかと思います。

【飯塚委員】 この現説を例外として行う場合の条件は何ページに書いてありますか。

【荒山契約調整担当課長】 それは規定上は特段ございませんので、個別案件ごとに発注者側での判断になるかと思います。

【飯塚委員】 じゃあ、下水道局はこの現説をやらなくてもいいと、確かに難しいことは難しいけれども、でも、理解してもらえらるだろうというふうに踏んだ理由は何ですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 今回の工事の内容ですが、確かに首都高が近かったり、隅田川に隣接するということで、安全管理等は、施工管理というのはしっかりやらなければいけない案件ではございますが、特殊な工法を使った施工とかという工事ではございませんので、一定の規模以上の受注者であれば、施工は可能だということを考えているというのが、まず、1点でございます。

それと、先程もご説明がありましたが、特記仕様書や工事質問等で、詳細な部分についてはご質問をいただいたものは回答したり、特記仕様書上に、首都高が近接したりとか、

現場の状況というのは記載した上で発注をしているので、十分、中身については理解した上で応札ができる環境を整えているというふうに考えております。

【飯塚委員】 その質問書というのは、実際にもうこの大豊建設から質問は出ていますか。

【新田見契約調整担当部長】 はい。出ております。

【飯塚委員】 質問書を業者に見せたら、大豊建設にしてみれば、結局、自分たちだけだなというふうに思うということはないですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 それはシステム上の処理をするので。

【飯塚委員】 だから、大豊建設という名前は出てこないにしても、質問しているわけだから、これが自分たちの会社の質問だというのは分かりますよね。

他の質問がなければ、質問しているのは自分たちだけだということまでは分かりますね。それは、現説を原則として行わないという規定に、逆に言えば反するんじゃないんですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 規定に反するというのは。

【飯塚委員】

要するに、現説をやったら、見回したら他に誰もいないねということで1者だということも分かるし、あるいは人がいたら、そこ何かあるかもしれないと、そういう心配があるからやらないというご説明だったわけなんだけれども、その質問書を受けて、それに対する回答をオープンにするというのは、今の現説と同じような機能を有するに思うんですけどね。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 分かりました。規定のご説明の際にはそういう説明になるかもしれませんが、下水道局としての判断は、先程の繰り返しになりますが、特記仕様書や設計図書で現況が分かる。さらに追加での工事質問等をすれば、現場の状況については十分察した上で応札ができる環境を整えているという判断をしておりますので、その判断に基づいて現説をしていないという。

【飯塚委員】 それは、現説をしていない理由を聞いているんじゃないんです。

質問書に対する回答をしているというお話だったから、それだと、その参加者が1者だというようなことまで推測できるでしょうと言っているんです。

【下水道局 浦崎契約課長】 もし参加者が複数だとしても、全ての会社が質問するとは限らないと思うんですね。なので、自分たちがしている質問だけだから、申し込んでいるのは自分たちだけだと思うかどうかは、それは分からないと思います。それをもって1者しか申し込んでいないということを業者が分かるかどうかというのは言えないと思っております。

【飯塚委員】 だけど、十何億という大きな工事であって、なおかつ難しい工事を、何の質問もなしに取りに行く会社が、じゃあ、逆にあるとお思いなのですか。それが一般的ですか。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、電子入札のときには質問の期間というのが定められていますので、その時に不特定多数の希望をされている方からの質問がございませう。その中から、もちろん重複しているものについては1つの質問として答えますので、基本的な皆さんが聞きたいような質問については複数者が質問している可能性も十分ありまして、1対1全ての質問に対してお答えしているというよりも、同じような重複するようなものについては、まとめてお答えをしているものということもありますので、ご自分以外のところの事業者さんからの質問というのも、当然、あり得るだろうというふうに考えます。

【飯塚委員】 まあ、この会議は大抵こういう議論になってね、なんで型通りのことをやっているから大丈夫ですという説明で終わってしまうのか。

私たちからしてみれば、あるいは私たちは都民の代表のつもりなので、お金を負担している都民からしてみたら、もっと本気で各業者さんに競ってもらいたい。本気で競える環境を東京都は作っているかどうかということにすごく関心がいくと思うんです。

難しい工事であればあるだけ、そこの、あの工事は今回は難しいから止めようというふうになりがちなところを、そうじゃないんだよ、もうちょっと現地を見てくださいといって、先程日程を変えれば大丈夫だみたいにおっしゃって、まさにそうだと思うんですね。

そうやって、業者の理解を得ていくということをしないと、型通りのことをやって、「1者でした。残念でした。はい、終わり」というわけにはいかないと思うんですよ。

よくお考えいただきたいと思います。

【有川部会長】 片桐委員、ありましたら。

【片桐委員】 ちょっと教えていただきたいんですけど、この議案1のこの補足資料の中で、当初発注と2回目発注の予定価格って差がありますけど、これは何が変わっているんでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 発注内容です。

【片桐委員】 発注内容ですね。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 当初発注と変更発注の内容についてですが、先ほどでもご説明しましたが、護岸の改修をするに当たって、川を閉め切るくい施工をするんですけども、そちらで使用する材料を、より地盤が、一部、固い層がかみ込んでいるところがありましたので、そこを確実に施工して施工管理が出来るようにということで、材料を一部変更して発注しております。

【片桐委員】 その変更をしないで、当初からそれを織り込むということはお考えにならなかったんですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 当初から、その辺りを十分精査して発注していればというところは、当初の設計の考え方としては、一部、互層というか、そういう層があったのは、事実、把握しておりましたけれども、そこを含めても、全体的な層としては十分当初の材料でも施工はできるというふうに判断していたところですが、改めて施工の専門

でやっている協会、そういう杭を作っている協会等に現場の条件とかを踏まえて協議をしたところ、やはり水を止めながらやっていくという確実な止水を考えると、硬い杭に変更した方が確実だろうという判断がありましたので、そこに変更したと。

【片桐委員】 問題が少しそれですみませんけど、本当は、でも、それは最初からやっぱり織り込んでおいた方が良かったことなのではないでしょうか。それは、だから、この不調がきっかけとなっているかもしれないですけど、本来ならば織り込むべき、予定価格の中に織り込むコストだったという、そういう認識でよろしいですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 はい。

【片桐委員】 ちょっとそこから離れて、一般的な話として、不調があつて2回目の入札というときに、そういった形で、何か、材料を見直したりとかするのは一般的なことなんでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 はい。それは実際の現場の不調のヒアリング等によっても変わってくるところもございますし、基本的には、改めて設計の内容を再精査をするというのは全般的にやっているというのが、まず1点と、あと、発注の時期等を変えて再発注するというようなことを行っているところです。

【片桐委員】 もし、それで、金額ってそういう一般的に再発注の時に上がることがやっぱり多いんですか、予定価格で。同額ということではなく、前回と同額ということではなく、やっぱり上がることの方が多いんですか。

【荒山契約調整担当課長】 それは本当に個別の案件ごとにそれぞれだと思います。

例えば施工期間が短くなれば金額も下がったりすることもありますし、今お話しのように、初めから盛り込むべき、本来、設計の中でやるべき内容について、現場の状況やヒアリングなどを踏まえて、施工条件などを見直すことがありますので、その見直し方によって、材料費の関係もありますので、上がったり、下がったりというようなこと、本当に個別の案件ごとだと思うんです。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございます。

あと、これ、その4工事ということですが、その後も地上部の工事か何かがあるというふうにお聞きしたんですが、これからの話として。これ、王子第二ポンプ所というものの建設で、全体としてお幾らぐらいの予算規模なんでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 今回、今発注されているのがその4工事までで、この後、建築の工事が入ると、それと、その後、このポンプ所の中に入れる大きなポンプを設置する工事が入ってくるという形になります。

そうしますと、総額で、ちょっとまだ今後のポンプはまだ発注されていないので変動の要素はありますが、総事業費としては、ポンプ所として100億強ぐらいのオーダーになると思います。

【片桐委員】 期間としては、これは全部でき上がるまで何カ年かかるんでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 このポンプ所ですけれども、ポンプ所の整備が23

年から工事が入っておりまして、これからあと令和7年ぐらいまでかかるんじゃないかなと思います。約15年ぐらいかかる工事になります。

【片桐委員】 部分的に動かしながらということなんですか。それとも、全然、その間は使えないような形なんですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 ポンプ所自体は最終的にポンプが設置されてから稼働するという形でございますけども、このポンプ所までに来る下水道の幹線というパイプの工事はもう既に完了しております、今、現状としては、そのパイプに雨を溜めて浸水を軽減するという処置を下水道局の方では行っているところでございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。

今、それなりの金額規模、下水道局さんの建設関係ってやっぱりどうしてもそういう規模になって、期間的にもかなり長期間のものになりますよね。

恐らく建設の計画というのは綿密に切り分けられているんじゃないかと思われるんですけども、例えば今回ですと4つの工事がこの1つのその4工事の中に含まれているわけですが、これは、組合せがこういう組合せになっているというのは、何か理由があるんですか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 すみません、ちょっと分かりにくいと思うので、別の資料を。

現在、こちらの工事現場の方に既に出来上がっているものといたしましては、青色で塗られている1号ケーソン、それと緑色で塗られている2号ケーソン、それと一番左手に流入人孔という赤い丸があると思うんですが、こちらの方が既に王子西1号幹線というもので、シールドトンネルで既に整備が終わっているんですが、ここにシールドトンネルを作るための堅穴がもう既に出来上がっております。

今回の工事は、平面と断面図の方で赤く塗られている部分が今回の施工箇所、既に出来上がっている施設を1つの施設としてつなげていく内容になりますので、一連の工事ということで発注をしているものです。

【片桐委員】 例えば切り分けて発注するということも可能なものなのでしょうか、この4つを。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 今回のこの現場に関しましては、4,000m<sup>2</sup>強の非常に狭い中で施設が作られているということなので、切り分けていきますと、複数の受注者がこの中でクレーンを置いたりというようなことで、非常に現場が錯綜するという点がありますので、まとめて発注して、1業者が効率的に施工の方が出来上がりが工期短縮になるということを考えて発注しております。

【片桐委員】 ありがとうございます。

先ほど、当初おっしゃっていた川の部分と道路に接している部分という、技術的に色々問題あるということをお聞きしていたので、そういう部分を別々に発注するということはどうだったんだろう、方法としてあったんだろうかと思ったんですが、基本的に、じゃ

あ、その方法は取れなかったということなんですね。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 はい。非常に、そうすると、切り分けて発注すると工期が伸びてしまうことになりますので、一括して発注するのが効率的だという考え方をしております。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 じゃあ、最後に、私の方でちょっとお話を伺ってまとめたいと思うんですけども、先に質問がありました小池委員と、その後の飯塚委員と考え方はほとんど同じなんですけど、ちょっと違う切り口から聞いてみたいと思っています。

今、せっかく図面をいただきましたので、この1号ケーソンと2号ケーソンはかなりの者が激しく競って競争が行われたんですけど、このつなぎの部分については、まさにこれ大豊建設しか登場してこない。これは大豊建設しかできない事業なのか、それとも他のところも出来るけれども、どこも手を挙げてこなかったのか、どちらと分析されていますでしょうか。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 こちらの工事につきましては、大豊建設以外は出来ないという特殊な工法とか、特殊な施工法は用いておりますので、結果として1者だったというふうに推察しております。

【有川部会長】 すると、能力としては他にも出来るところがある。じゃあ、他のところはなぜ手を挙げて来なかったかという、どういうふうに分析されているのでしょうか。

東京都の弱いところは、1者入札の後の、次に、つまり反映させていく分析が弱いんですよね。だから、なぜこのとき、他の者も手を挙げられる施工環境なのに挙げてこなかったのかということを、どうしてちゃんとフォローアップしないのかなという気がするんですが。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 まず、1点考えられるものとしては、発注時期も、今回、その3工事を発注したのは平成30年9月ということで、平成30年の下期の初めの方に施工してございます。その関係もあって、非常に受注する事業者さんの現場代理人とか、監理技術者の確保が難しい時期も重なっていたのではないかとこのように考えているところです。

その点も踏まえまして、次期発注については、年度末の一定の工事が終わる時期に合わせて再発注をさせていただいたということです。

【有川部会長】 今、そういうふうな反省に基づいて、次の発注にフィードバックさせたというお話ですけども、冒頭、小池委員からお話がありましたように、当初発注の後、つまり2回目の発注をするときに、つまり不落だったということで、価格面をかなり検討された様子は分かるんですけども、1者しか入ってこなかったということは、まさに現実の最初の発注で状況を把握したんですから、2回目の発注の時に、まず、その反省点で、なぜ一者なのかというのも合わせて対策を取らないと、やっぱりもう一回1者が続くことになるんだろうと思いますけど、その辺りのところは、2回目の発注について、や

はり先程の回答のように、主として価格の方に力を入れたということによろしいのでしょうか、2回は。

【下水道局 泉谷土木設計課長】 今、ちょっと繰り返しの回答になりますが、発注時期で他の受注者、他の会社からの応札がなかったというのは、現場代理人とか、監理技術者の確保が難しいというところがあるというふうに判断をして、発注時期をずらすというところが、まず1点ございます。

もちろん、今回、ヒアリングした結果を見て、設計の内容を精査できる部分は精査をして発注をしたということでございます。

【有川部会長】 価格面の方はクリア出来たんですけど、結局、1者入札の方はクリアできなかった。もうその時は、2回目の時にはもう1者入札の、そこをクリアすることは諦めたというふうに、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

何か、1者入札を何とか避けようという工夫は何かやったのでしょうか、この2回目の入札については。

今後の、それ以外のこれからの発注計画については、恐らく、今、先程言われたように、その反省で色々改善をしていかれるんだろーと思いますけれども、少なくともこの時点で、当初発注で、「ああ、1者入札だ」と分かれば、2回目の時はぜひ複数者入札になるように、なぜ1者入札だったのかというのをきちんと分析して工夫しないと、1者入札をいたずらに2回続けることになると思うんですけども、そういったのは、実は1者入札改善の非常にタイミングのいいモデルなんですけど、これ、なぜその改善を取り組まなかったのかというのを聞いているんですけど、ここで取り組めないということは、1年経っても、何年経っても取り組めないと思うんですよね。だから、そのところを、ちょっときつい言い方かもしれませんが、1回目で1者だった案件について、2回目の時、もう一度1者になる危機感をどうして、価格と同じように持たなかったのかという。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、一般論でちょっとお答えさせていただきますけれども、1回目不調になって、2回目、できる限り入札の参加者数を増やそうという努力というのは、他の案件でもいつも私どもも色々頭を悩ませながらやっているところなんですけど、基本的には、まず価格が折り合わなければ価格を見る、それから技術者不足の話がありますので、入札をかける時期を平準化を図る、それから工事を、例えば切り分けられるようなことがあれば、難しい施工部分を切り離して、皆さんが参加しやすいような一般的な工法だけにして参加者数を増やすとか、色々なことを、実際、考えます。

ただ、今回のケースについては、先程お話があったように、部分的に切り出すとかという工事を、多分、そういうようなことも中々難しかったというふうにも思いますし、やれることとして、やれる範囲で入札の参加者数を増やす努力というのは毎回やっておるんですけども、やはり案件によっては、どうしても同じように1者入札になってしまうというケースももちろんあります。

これは、やはり初めから難しいケースの工事に関して言うと、努力をしましても、やは

り結果としてこういうふうになってしまうものも実際あるというようなことはご理解いただければというふうに思います。

【有川部会長】 すみません、時間が余りないので、もう一回だけ確認させていただきますけれども、いや、大前提としてこの工事は他でもやれる、そんなに特殊な工事ではないんだというお話なんけすけども、こうやって一者の改善の話になってくると、やっぱり他のところは中々入ってこれないんだという話になってきちゃうと、やっぱりどっちなのか、つまり、なぜこれは1者なのかというのは本当に適切に分析しているのかどうかとても心配なんですよね。

【下水道局 浦崎契約課長】 推測なんですけれども、この次の工事の発注は、前回が不調だったということで、価格がまず事前に公表されておりますので、価格を見ますと、応札に応じようか、申込をしようかという企業が出てくることは予想されますが、やはり色々な難しい施工環境とかを勘案しますと、結果的にやはり中々手を挙げにくいものというふうに他の業者は認識して、結果的には他の業者さんが手を挙げなかったというような結果なのかなというふうに考えております。

業者の行動ですので想像でしか出来ませんけれども、やはりそういったところで、価格を公表しておりますながらも、やはり誰も手を挙げていただけなかった、大豊建設以外は手を挙げられない工事であったというふうに分析しております。

【有川部会長】 じゃあ、すみません。私がまたやると時間を食ってしまうので、これまでの各委員の意見と、今の私の話も含めまして、当委員会としてのこの案に対する改善方向のまとめをしたいと思いますので、もし補足がありましたら、付け加えていただきたいと思います。

1点は、多くの委員が指摘している話なんですけれども、この工事についての1者になってしまっている、再度公告入札したにもかかわらず、1者入札になっているというのは、とりわけ加重要件があるようなこういったケースについて、なぜ1者なのかという分析が、終わった後でも十分でないし、途中の経過でも1者入札の分析が十分でないというふうに感じられますので、各人それぞれがこうではないかというふうに担当者たちは思っても、それを組織として、これをこういうふうな1者入札の原因だったということをきちんと分析して記録に残しておかないと、次の発注にそれが連携していかないで、国の話で恐縮なんですけども、今、国の場合は全て1者入札の原因分析カードというのを作って、次の人たちにそれを、次の発注に関係するものにつなげていく、リレー方式で1者入札改善のための工夫をしているところなので、東京都は東京都のやり方があるとは思いますが、各人それぞれが、各々が分析するのではなくて、組織としてこの1者入札について、どういう原因だったかというのを分析し、次の発注へちょっとつなげていけるようなことをぜひ検討していただきたいと思います。

とりあえず、下水道局でもその辺のところはぜひ認識していただきたいと思いますというのが1つ。

もう1つは、片桐委員から話がありましたように、これは1者入札の原因になった1つでもあると思うんですけれども、現場の施工条件について、適切な分析をして、それに基づいた適切な設計積算をするということが、やはり下水道の場合、特にそういう状況があるのかもしれませんが、それがやっぱり今回のところ、不落、不調を招いてしまった原因の1つにもなっていますので、不落、不調を避けるためだけではないんですが、とにかく現場の施工条件を適切に把握して、それを設計積算に反映していただきたいという、この2つの点が当委員の各意見というふうにとまとめたと思います。

それでは、手続としては、法令に則ってやっていただいていますけれども、今言った2つの点について、さらに改善をしていただきたいということでよろしくお願ひしたいと思っています。

長時間、ご協力ありがとうございました。

それでは、2番目の案件に行きたいと思います。

ここから2件は建設局の案件ですので、2番目の案件、よろしくお願いします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案2の事業所管局であります、建設局の出席者の方を紹介させていただきます。

【建設局 大野用度課長】 建設局総務部用度課長、大野と申します。よろしくお願いいたします。

【建設局 水飼安全施設課長】 建設局道路管理部安全施設課長の水飼と申します。よろしくお願いします。

【建設局 石内庶務課長】 建設局南多摩東部建設事務所、庶務課長の石内と申します。よろしくお願いします。

【建設局 荒井補修課長】 建設局南多摩東部建設事務所、補修課長の荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案2をごらんください。

高落札率事案として抽出されました案件で、件名は「自転車走行空間整備工事（30南東-2）」です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものでございます。

希望3者、応札1者で、落札率は100%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございました。

それでは、事前に説明をいただいていますので、早速、審議に入りたいと思います。

各委員から質問、意見がありましたら、よろしくお願いします。

特に選定していただいた委員は、どしどし遠慮なく質問をお願いします。

よろしくお願いします。

【片桐委員】 本案件なんですけれども、自転車走行空間整備工事ということで、道路

の舗装だと思うんですが、何か、技術的に特殊な部分があったら教えていただけますでしょうか。

【建設局 荒井補修課長】 この工事は、既存の歩道の中で、自転車の空間と歩行者の走行空間、通行空間を分けるという工事でございます。舗装の技術が、通常、建設業者が持っておれば、工事の方は問題なく進められる工事かというふうに理解しております。

【片桐委員】 そうしますと、特殊な技術的なものはない。一般的なものだという認識でよろしいでしょうか。

【建設局 荒井補修課長】 そのとおりだと思っております。

【片桐委員】 あとは、技術的なものがないとなると、比較的競争が働きやすそうな気もするんですけども、なかなか入札結果と、開いてみると辞退されているというところなんです、具体的にそのところの理由等の調査はされているのでしょうか。

【建設局 石内庶務課長】 辞退された二者の方々には連絡とお聞きしているんですが、いずれも予定されていた技術者の配置が困難となったということで辞退を受けています。それ以上のことはちょっと聞いていないんですけども、あとは時期的なもので、ほかの工事案件をとって、そちらのほうに技術者を回さなければいけないとか、そういうことが考えられるのかなと思っております。

【片桐委員】 やっぱりオリンピック前とかということもあるのか、かなり人手不足状態というのが東京都内では言われてきてはおりますけれども、多分、全体の工事の計画があって、都内全体のこういう自転車走行の空間を整備するという計画は多分おありで、今期はこれをやりましょうというのが多分決まっていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはこういう特殊なオリンピック前のタイミングだとか、そういったものもある程度、勘案された計画になっていらっしゃるのでしょうか。

【建設局 水飼安全施設課長】 自転車走行空間の整備につきまして、大きく2つの計画に基づいてやっておりまして、通常の都道全体のネットワークとしての考え方としての整備が1点、それからもう1つが競技会場周りを少し優先的にやりましょうという計画が1点、この2つの計画、ともにちょうどタイミングが合っておりまして、このオリンピックまでということで、特に自転車走行空間の整備については警視庁との協議も非常に手間がかかるもので、そういったところを経てからになりますので、ちょうどここ2、3年がピークという形で整備のほうを進めております。

【片桐委員】 全体の計画がそういうふうになっているというところで仕方がない部分もあるのかもわからないんですけども、やっぱり集中してしまうと入札が厳しくなつて、1者入札とかふえてくるのは当然で、価格も高どまりしがちの傾向になるというのは多分それは裏腹ではあるんですが、一般的にはわかっていることなんじゃないかと思うんですね。そうすると、なぜここにこれがという、必要性とか、この時期に必要なのかとか、オリンピック前だからというのは一言で言ってしまうと終わりでございますけれども、でも本当にオリンピック前にそこが必要なのかというタイミングのことも考えられて、かなり議

論された話なのか、ちょっと教えてください。

【建設局 水飼安全施設課長】 先ほど2つの計画ということでお話しさせていただきましたが、1つは競技会場周り、あるいは観光地周辺ということで、これはオリンピックをターゲットにした計画になっております。もう1つは、都道全体の中で自転車走行空間をつくっていく全体のスケジュールの中でやっていくという形になりますので、これは計画に基づいてやっております。ただ、どうしても自転車走行空間だけではなくて、土木工事はさまざまな工事が出ているもので、そういった兼ね合いもあり、別に自転車走行空間に限られた話ではないかなと思います。

【片桐委員】 どうもありがとうございました。

【有川部会長】 ほかの委員、ありますでしょうか。1者入札の分析結果というか、業者からの回答なんですけど、15ページの辞退した2つの業者、配置予定技術者の配置が困難になったため。これが本当なのかどうなのか確認をする術はないんですけれども、何か理由を言ってくださいというところと恐らく十中八九、会社はこういう言葉を返してくるので、またすみません、先ほどの下水道局と同じような国の話になって申しわけないんですけど、国は1者入札の分析をもうちょっと精緻にやることになっていまして、1者入札の原因になる理由をリスト化しまして、省庁によっていろいろバラエティがあるんですけど、とにかく1者入札の原因をずらっと並べて、該当するところにチェックをしてもらうという形と、かつここに該当する理由がないと考えられる場合は記述式の欄を最後に設けて、そういった形で紋切り型の回答をもらわないで、なぜ本件については1者入札になったのか、次の発注にどう改善する点があるかということを分析するように、そういうような工夫が今行われているところでありますので、ぜひ建設局でも1者の案件について、なぜ1者になったのか、そしてその原因分析の結果、次の発注にどこを改善すべきなのかということを、ぜひ組織として共有できるように、そういった分析の技術というか、資料と分析結果についてのフィードバックというものを、ぜひ工夫していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

【武田電子調達担当課長】 すみません、1点補足をさせていただきます。今、有川部会長のほうから国のやり方についてお話がありました。以前のこの場でもお話しさせていただいているかもしれませんが、今、電子調達システムのほうでも、以前はそういうのはなかったんですけど、辞退の理由につきましては、国のほうの数まではいかないんですけども、選択肢を設けております。配置予定技術者の配置が困難ということと、見積もり金額が当初見込みより過大であった、発注図書に不明確な部分があった、技術的に履行が困難、それから、その他ということで4つに該当しない場合につきましては、辞退理由を書く欄を設けて、そこに入れてもらうような形にしております。各発注部局のほうでは、理由を確認の上、それに加えてヒアリングをしているということはやっているところでございます。

【有川部会長】 それは電子入札システムの中に組み込まれているということですか。

【武田電子調達担当課長】 はい、中に組み込まれています。

【有川部会長】 じゃあ、わかりました。全く何もしていないのではなくて、一步前進した進め方をやられているということでございました。

【武田電子調達担当課長】 やっております。

【有川部会長】 ただ、その結果、検証していただいて、どの業者の回答もこういう紋切り型のが続くようでしたら、もう少しそういったところもさらに工夫していただければありがたいと思います。

【片桐委員】 すみません、あとちょっと1つ資料のところでお伺いしたいんですが、9ページ目の資料の見方教えていただきたいんですが、総完成工事高、割ることの最高完成工事高というのは、この数って何が入って、何のことを言っているんでしょうか。

【武田電子調達担当課長】 この欄につきましては、資格審査の申請のところで入力をしていただく項目でございまして、総完成工事高というものにつきましては、この業者が採用業種における資格審査の審査対象年度の、その業者さんの総完成工事高というものを入れているのが一番上でございます。最高完成工事高というものにつきましては、順位格付の審査に用いる最高完成工事経歴ということで、先ほどは審査対象年度、直前の1年なんですけども、この最高完成工事高の欄につきましては、業種によって若干違いますが、例えば建築工事では、過去6年間の最高実績というのを1つ申請できるということになっております。ですから、その業者さんによっては年度の工事高よりも、審査対象年度よりも過去のときの1件の工事高のほうが高かったりすることがあり得ますので、そこでちょっと数字が違っているということでございます。

【片桐委員】 わかりました。ありがとうございます。

【有川部会長】 ほかの委員はよろしいでしょうか。

【飯塚委員】 この工事の延長は1,700メートルって書いてありますが、1,700メートルの両端は同じような自転車道路ですか。つまり長い自転車道路の中の一部が、この工事なんですか。

【建設局 荒井補修課長】 工事概要の資料がございましてでしょうか。左上に案内図が、少し小さくて申しわけございませんが、今回は本工事区間約1,700メートルを行う。この道路の南側を今回は工事を行っておりますが、その反対側の北側の一部については既に整備済です。

それから、この街区の向かって右側の街区、こちらについても整備をする予定の区間となっております、こちらについては北側、南側、過年度で、以前の工事で整備を終えております。

【飯塚委員】 北側とか、今おっしゃった部分の北南、その業者はここの受注した南進開発とは違うんですか。

【建設局 荒井補修課長】 本工事区間の北側、一部整備済というふうに記載をしておりますが、ここの区間は、今回の契約の相手方と同じ南進開発株式会社が受注しております。

す。

【飯塚委員】      じゃあ、北側というのはもう工事は終わっているわけですか。

【建設局 荒井補修課長】      はい、整備済（北側）と書いてある区間については整備が終わっています。

【飯塚委員】      北側の工事と南側の工事を同一業者であるということがわかった時点で、一緒にまとめて契約変更とかということは考えないんですか。普通、道路の工事で、それよくやるじゃないですか。同じ会社に結局はなったというときに、まとめれば諸経費率や何かに影響が出てくるからまとめよう。そういう考えはないんですか。

【建設局 石内庶務課長】      事務所の体力といいますか、予算のこともありますので、年度をわけて計画的に進めていくということになっていまして、今回の地点の場合は3カ年計画で整備をして進めていくというような計画になっています。それにのっとって事務所で発注をかけているところでございます。

【飯塚委員】      まあ予算消化のための事業じゃないと思いますので、そういう、せめて同一業者が落としたようなときに、どういう工夫ができるのかということはいつもお考えになったほうがいいと思うんです。

【事務局】      間違っていたら訂正していただきたいんですけど、この北側と南側、今回の工事区間というのは整備時期が異なっているということでよろしいんでしょうか。なので同時に施工していたわけではないので、これらを一括の工事にするというのは、なかなか難しいのかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

【飯塚委員】      そこは私もそう思いますけれども、じゃあこれが今度はたまたま同じ年度の2つの工事であったときに、ちゃんとしたというか、私が申し上げたような対応をお取りになるかどうか、そこはいかがですか。当然のこととして、それはやりますということですか。

【建設局 石内庶務課長】      そうですね、それは事務の簡素化につながりますので、そういう形ではとると認識しております。

【飯塚委員】      はい、わかりました。

【荒山契約調整担当課長】      すみません、補足させていただきます。個別の案件ごとに、そこはやはり検討が必要なんだろうというふうに思いますので、今ちょっとこの場で必ず契約変更を行って一括してやりますというようなお話ございましたけれども、そこは今後の検討の部分かなというふうには思いますので、事務の簡素化というところもありますけれども、入札契約制度の公平性とか競争性とか、そういったところの状況も踏まえながら対応していくんだろうと思いますので、ご意見として賜りたいというふうに思います。

【有川部会長】      よろしいでしょうか。大体、委員の意見が出尽くしたようですのでまとめさせていただきますと、この事業については法令に準拠して実施されているということでありまして、各委員から若干意見が出ましたのも参考にさせていただいて、かつ

すみません、私が言った意見で申しわけないんですけども、建設局だけではないんですけども1者の原因についての分析を、さらに精緻になるように日々、検証しながら改善を進めていっていただきたいというのを附帯意見としてつけさせていただいて、本件を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、3番目の事案に入りたいと。建設局ですけれども、よろしく願いいたします。1件目に比べて早かったんで、準備できていないかもしれない。

【荒山契約調整担当課長】 はい。

議案3は、引き続き建設局が所管となります。担当者が入れかわりましたので、入れかわった職員のほう、ご紹介させていただきます。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 西部公園緑地事務所副所長兼庶務課長の松浦と申します。よろしくお願いします。

【建設局 中尾工事課長】 同じく西部公園緑地事務所工事課長、中尾でございます。よろしくお願いします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案3をごらんください。1者入札の事案として抽出されました案件でございます。件名は、「武蔵野の森公園防災公園整備工事（その2）」でございます。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望28者、指名10者、応札1者で、落札率が99.9％となっております。

工事の概要につきましては、1ページ目のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、各委員から質問、意見がありましたらよろしくお願いします。

これは私が選んだ案件なんで、まず先に、冒頭お伺いしたいと思いますけれども、私が選ぶまでもなく、この手を挙げた人がだんだん減っていき、最終的に入札数が1者ですよ。1者しか札を入れてこなかったという、この事態について、これを都民が見たらどう思うだろうかといったら、やっぱり最大の原因で、都民に対してどういうふうに説明するつもりなのかを、ぜひお伺いしたいんですが。この不自然な数字の動きについて、どういうふうに納税者に説明するのでしょうか。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 お答えします。本件につきましては、先ほど議案説明のところ28者が希望しております。段階がございまして、段階に沿って説明をさせていただきます。まず私どもの指名業者選定委員会におきまして、28者の希望者から10者を選定いたしました。10者の選定方法でございますけれども、まず2つの段階がありまして、1つ目は希望者数の中の28者のうちで、優先指名業者というのが3者ございました。そちらをまず選定してございます。それから、残りの25者、この業者のうちから、直近3カ年以内の都発注の電気工事の施工実績及び地理的条件を勘案して7者を選び、先に選んだ3者とあわせて10者を指名したものでございます。

こちらの10者指名につきましては、東京都の指名基準に基づくものでございまして、28者から10者に絞ったということは基準に従ったというところで説明がつくと思います。

それから、10者が1者になってしまったというところでございますが、こちらにつきましては私どもが考えますのは、電子入札でございますので、他の参加者が応札する、しないは前日の段階で当該落札した業者が応札をしたときには知り得ないことになってございますので、結果として翌日10時に札をあけると、ああ、辞退が8者あった、不参が1者あったという結果が見えるのみでございまして、その業者がなぜ不参だったのか、辞退したのかというのは私どもにはちょっとはかり知れない部分があるということでございます。ですから、部会長のおっしゃるように28者希望はあったが、結果的には1者になっているということはステップを追って説明をする、それで都民の方に理解してもらうという方法が一番適切かと思っております。

以上でございます。

【有川部会長】 ほかに補足はないですかね。要は結果こうなったんだといわれて、なぜというのがないんで。この応札しなかった、辞退した業者に対してヒアリングはしているんだろうと思うんですけども、どういうふうな結果なんでしょうか。

【建設局 中尾工事課長】 工事課長、中尾でございます。辞退理由についてでございますけれども、希望当時予定していたことから変わって、配置を予定している技術者が、もうちょっと確保が困難になったという理由。また、工期内の製品の確保が困難となった。もしくは、見積もりをしてみたらず当初予定していたよりも金額が過大になっているなど、希望した時点と実際に入札する時点で時間がたったことによって状況が変わったのではないかなというふうに推測いたします。

以上でございます。

【有川部会長】 14ページに各者の意見が出ているわけですが、これは手を挙げたときにはこういった期間の見通しとか、配置予定技術者の、その期間の対応の見込みというのは立てられないということなんですかね。

【建設局 中尾工事課長】 希望したときは対応できるだろうというふうに考えられて希望されたんだろうというふうに思います。

【有川部会長】 とりあえず手を挙げようという、予定技術者を配置できるか、部品が調達できるかは全くわからないけど、とりあえず手を挙げておこうという、そういったことでも希望業者になるんでしょうか。ちょっと、要は28者手を挙げたのに18者飛ばされて、選ばれた10者がみんな逃げていくというのは何なんだろうというのが一番根本的な原因なんですかね。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 お答えいたします。受注意欲があれば、登録業者であれば誰でも参加できるというふうに考えております。

【有川部会長】 でも結局は札入れるときまでは、その受注意欲は持続できなかったわ

けなんで、残りはじかれた、つまり指名されなかった業者が、もし実力を持っていてこれに参入できなかったりすると、むざむざ税金をもとにして競争させるチャンスを、はじかれた業者はもらえなかったということになるんで、そこのところ弾力的に変えていく方法ってないんでしょうか。つまり最初手を挙げたけども指名したあたりでは、もうほとんど対応する気がなくなるような業者について、途中から落ちてもらうというような、そういう方法はないんですか。もう最初手を挙げて指名したら、あとは札を入れる直前まではずっとそのまま変化なしということなんですかね。そこのところら辺の手続がよくわからないのです。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 それは制度の問題なので、ちょっと私どもにはお答えしかねるかなと思います。

【有川部会長】 そうですか。まあ、そうすると局とか現場ではそれに対応しようがないということですよ。じゃあ、この結果を踏まえても、この後、同じような状況が続いたとしても対応しようがないということなんですね。同じ状況が続くというのはすみません、仮定の話で申しわけないんですけれども。本件についての、この数字の動きから、ちょっと違和感を感じる結果になっているんですけれども、現場としてはこれから次回について、これを踏まえた改善点は特に今のところは見つけられないというか、ないというような理解でよろしいんですかね。

【荒山契約調整担当課長】 制度的には、希望制指名競争入札でやっておりまして、まず希望をとって、そこから指名をかけます。その後、入札をしていただくかどうかというところまでは、私ども開札するまで状況もわかりませんので、辞退するつもりなのかどうか相手方に聞くことも当然できません。そういうことをすれば官製談合の危険性がありますので、あとは我々は開札をするのを待つのみというのが入札の公正性、競争性を担保するためには必要な制度だというふうに思っておりまして、そういった意味で途中で応札する意思があるかないかを確認するということは、基本的にはできないというふうに思っています。

それから、あとは28者から10者に選定をするということの過程で、たまたま今回の場合は9者が実際に応札していただけなかったんで、もったいなかったのではないかと、単純にいうとそういうような話だと思うんですが、10者選定をしないということになると、それは一般競争入札ということになると思います。そうすると全ての案件を一般競争入札でやるかというようなお話になるかと思うんですけれども、私どもは一定価格以上のものは一般競争入札、一定価格未満のものは指名競争入札という形でやっています。指名競争入札のいいところは、やはり品質の確保、一般競争入札であれば、受注意欲さえあれば誰でも応札できると。その中でかなりの方が、希望が多い場合にはできる限り私どもいい業者と契約をしたいということで、品質の確保が図れるように過去の実績を見たり、それから当然、地元の地域で活躍している業者にとっていただきたい、地域性を見たりとか、それから当然競争性も確保すると、そういう3点ぐらいの、こういったようないろん

な要素を加味しながら指名をしているところでありまして、一定価格未満のものについては指名競争入札を行っています。

また、私どもの指名競争入札は、希望制指名競争入札をとっていますので、職員側が恣意的にこんな業者というふうに決め込んで指名をするというものではなくて、まずは公表し、希望いただいたところから絞っていくというやり方をとっておりますので、一般競争入札と指名競争入札のいいところをとりつつ、採用しているのが希望制指名競争入札というふうに認識しております。そういった意味で一般の競争入札と希望制指名競争入札を価格帯によって使い分けているというような内容でございます。

【有川部会長】 制度設計自体は、決してとやかく言うつもりはないんですけども、基本的に制度設計から、例えば、不思議な運用になっているものですから、こういう現象がたまに、偶然ということで起こるんだったらいいんですけど、毎回毎回調書をいただくとか、こういう事案が結構散見されるものですから、そういったものについても入札の担当の人たちは偶然が毎回続いているんですというふうな説明を、都民に説明を続けられるんだろうかという、もうちょっと危機意識をもっていただければありがたいな。これ見方によれば、談合やられている可能性があるんじゃないですかと、こういうふうなもの、ちょっと下衆の勘ぐりで申しわけないんですけども、そういうふうな見方される可能性もあるので、そうでないということにするためには、やっぱりもうちょっと、なぜ降りていったかというのを具体的に精緻に分析する必要があるのと同時に、制度設計の中の、希望した人が希望してきているわけですよね、それで指名した後、札を入れるまでは全く意思表示しないで、札を入れる瞬間に技術者がいません、部品がないんですよと、そういうふうにそこでリタイアできるのではなくて、もっと早目に対応できるような制度設計にできないのかなという気がするものですから。そうすれば、本当にやりたい業者をはじく必要がなくなるわけなんで。つまり希望して指名した段階で、もう既にやる意欲を失っているというか、客観的に対応できない業者が出ていたんだとすると、早目に辞退してもらったほうがいいと思うんですけども、そういったことは無理なんですかね、今の制度では。もう1回言います。札を入れるまで意思表示しなくてもいい、つまりペナルティがないものですから業者たちは結構怠慢で、札を入れる瞬間、辞退、人がいません、物がありませんと、それでいいんだということになると、こういう現象がずっと続くことになるんじゃないかなという気がするものですから、そこについてちょっと心配というか、危機感がないのかどうか確認したいんですが。

【荒山契約調整担当課長】 現状の運用では、それは難しいというふうに思っています。指名をされて、指名をされたところから自分たちが応札をできる権利があるということで詳細な積算などをしていく、そういうような動きもあるかと思いますので、一定のところではそれを確認して、応札意欲がないということがあった場合にその方たちを辞退させ、それから新たに指名を行い、またその見積もり期間をとるというようなことをやっていると、いつまでたってもなかなか応札に結びつかないということもありますので、技術

上今の内容につきまして、現時点で考えられ得る対応として、すぐにそれが運用としてできるということには、なかなかならないかなというふうには思います。

【有川部会長】 ペナルティは全くないんですね。

【荒山契約調整担当課長】 ペナルティはありません。

【有川部会長】 指名停止もなければ。

【荒山契約調整担当課長】 はい。

【有川部会長】 常習犯がもしいても、それは対応できないということですよね。

【荒山契約調整担当課長】 希望制の指名競争入札ですので、希望を募った段階で多くの方からの希望があった場合に、今回のように原則10者ということで絞り込みます。そのときに過去の応札状況なんか当然見ていまして、希望を出すけれども応札していただけない方、そういったところについては実際は応札いただいている方を優先的に指名するというようなことで、過去の応札状況なども含めながら、きちっとやっていただける方、過去の実績がある方、地域的に地元の方、こういった方たちを優先的に指名するというようなところで行っているところです。

【有川部会長】 先ほど、冒頭の説明のところで2段階の選定基準を伺いまして、10者に絞る過程で最初に優先指名業者3者を選んで、その後にこれまでの工事实績などを踏まえながら、またさらに7者を追加していくというんですけど、今のご説明だとあれですか、その過程で常習でなくても、前科がある業者については、はじくということによろしいんですか。どうもペナルティがないということは、結局はそれは不可抗力で、業者がたまたまそういう都合で物や人を確保できなかったんだということであれば、先ほどの希望した中から指名業者を選ぶときに、それを指名基準の中に具体的に入れてないんじゃないんですか、ルールで。

【荒山契約調整担当課長】 過去に希望を出して応札を辞退した方を、必ず次の入札から排除するというような仕組みには当然なっておりません。ただ、多くの事業者がいて、希望があった場合に10者に絞り込むようなときに関して言えば、当然過去の希望状況、応札状況、そういったところも見ながら、私どものほうの選定という、指名をする際には考慮しているところでございます。

【有川部会長】 それは初めて聞いたんで、規定集のどこに書いてあるんでしょうかね。余り具体的に、辞退した回数とか辞退したリスト化というのはないんじゃないでしょうか。恐らく、もうちょっと総合的な表現になっているんじゃないかな。

【松永契約第一課長】 400ページあたりに工事請負契約書の指名基準というのがありますね。

【荒山契約調整担当課長】 第3の(2)局等における指名及び受注の状況、こういったところがそれに当たるのかなと思います。

【有川部会長】 具体的にどの条項ですか。

【松永契約第一課長】 第4のところの2ですかね。例えば、施工場所付近に営業所を

有するですとか、そういったところです。あと第3のところの局等における指名及び受注の状況というのが規定されております

【有川部会長】       ですから、先ほど来お話があるような、つまり希望しておきながら、そして指名を受けて最後の札を入れるときに辞退する、そういう頻度が多いような業者をはじくという、優先しないというようなことは具体的に書いていないから、具体的に書いてあれば現場はそれぞれ裁量で違ってくることはないんでしょうけれども。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】       ———（非公表部分）———

【有川部会長】       恐らくけん制効果のために、そういったものをきちっと指名基準のところに明記しておかないと、ペナルティはないわ、そういった基準が明確に書いてないと、やっぱり手を挙げて指名してもらっても直前に逃げても全然何もペナルティないよというのが業界で伝わっていると思うので。私が心配しているのは、この数字の流れを見たら都民としてやっぱり何なんだろうな、これをそのままこういう結果でしたと、これは結果論ですというのだけだと、なかなか説明がつかないんじゃないかなと思うんで、ぜひこういったことをやった業者については、ペナルティは課さないけれど、やっぱり次の指名のときには安易に希望しないようにという形でけん制するような規定をつけていただければありがたいんですが。すぐ即答はできないと思うんですが、そういったところを検討していただければありがたいなと。とにかくこういう不思議な現象について、そのままでいいというのではなくて、やっぱり何でそうなったのかという分析をさらに進めていただいて、必要があれば指名のやり方についても工夫していただきたいなと思うんですが。どんなものでしょうか。昔、指名競争が原則だった、原則だとか運用の原則だった時代で、指名した業者がこうやって逃げていくというのはほとんどなかったんですよね。だから、何でこんな希望制指名するとこうやって逃げていくのかなというのがよくわからないんです。希望までしているのに逃げていくというのは、やっぱり希望が非常に安易にできる環境だからなんじゃないかなという気がするんですけども。

【荒山契約調整担当課長】       希望制指名競争入札なんで、希望したからといって必ず指名されるとは限らないということもありまして、そういうこともありまして、自分たちでこの案件について応札したいと思うような案件については、1件、2件限らず、入札参加条件を満たせば希望を出すというようなことは応札行動としては起こり得るのかなというふうには思います。

【有川部会長】       そうすると、希望制がかえって裏目に出るということなんですね。つまり本当に希望している業者と、まあとにかく名前だけエントリーしておこうというような業者が混在してきて、先ほどのようなルールで実績がある業者について、工事成績がいい業者のほうは早目早目に選定されちゃうので、過去に実績がある業者が圧倒的有利ですよ、手を挙げときゃどこも指名されるということになるんで。そういった差が、ふたを開けた瞬間にみんな辞退されたら、本当にやりたい、新規に参入したい業者は最初からはじかれるということになりませんか。だから実績のない業者は、全然これだと勝てっこな

いという世界になっちゃうんで。

【荒山契約調整担当課長】 指名は原則10者ですので、希望が多い場合については、先ほどお話ししたように優先的な順位をつけながら指名を、絞り込むというお話がありますけれども、基本的に原則10者に満たないような希望があった場合については能力、それから入札参加条件を満たせば指名を行っているかと思います。

【有川部会長】 つまり、すみません、私がお願いしたのはこのような現象が何度繰り返しても都として余り危機感を持たずに住民に情報開示して、このままこういう結果でした、これは理由があるんで、結果論なんで特に問題はないんですよと、そういう説明を続けられていいということなんですかね。私だから、それで通用するのかどうかというので心配で、改善の方法を検討していただきたいと言っているんですけども、先ほどからのやりとり、だからくどく言うというのは、私の検討を受け入れる余地がないというような回答をずっと続けられるものですから。いいんです、議事録にそう書いていただければ。これでいいんだと、これは結果論なんで、こういった現象が結構あるけれども、都としては問題意識をもっていないという、そういう答弁でよろしいんでしょうかね。

【岡村契約調整技術担当課長】 ちょっと補足、一部しますけれども、制度面のお話を今させていただいたんですけれども、建設局のほうからも技術者の確保の観点から発注時期の問題ですとか、工期に間に合わないとか、そういったことに対する工夫をすることによって、ある程度、先生がおっしゃったように応札者というのは増えるんじゃないかというのもあるかと思います。

【荒山契約調整担当課長】 あのすみません、問題意識がないのかと言われてしまうと、当然そんなことはなくて、東京都としてはできる限り多くの方に入札に参加していただいて、競争性を確保しながら品質を担保するようなきちんとした契約をし、工事を進めていただきたいというのはもちろんのことです。そのために契約制度としてやれること、それから実際に発注するときの入札参加条件の設定など、個別案件ごとの工夫もあると思います。発注時期の平準化ですとか、そういったところを総合的にやりながら、できるだけ多くの方に入札に参加していただきたいという、そういう思いの中で契約事務を執行しているのは間違いございませんので、問題意識をもっていないということでは当然ありませんので、そちらのほうだけお答えさせていただきます。

【有川部会長】 はい、問題意識はある。ただ、どういうふうに改善するかということは、こちらはいろいろ言っているんですけど、それは無理だ無理だということで、東京都としては問題意識はあるけども、改善の方向性は今のところ具体的にもっていないというお話ですよ。こういう結果になっても、今のところは仕方がないという、そういう理解ですよ。だから、これを何とか改善する方法としていろんな手があるんだろうと。もちろん手法によってはメリット、デメリットあると思うんですけども、どうも希望制もなかなか、つまり実績のある業者たちが手挙げちゃうと、結果的に新規参入業者、実績のない業者というのは常にはじかれてしまうということは大体見えてきたので、そういった人た

ちをちゃんとすくい上げるには、どういう方法があるのかなと思うと、昔、指名競争はできるだけ談合を避けるためにがらがらじゃないんですけども、抽選で指名する。つまり手を挙げた人たちの中から抽選で指名するというやり方をやったりして、こういった1者だけ残して全者が辞退するような事態を避けるような、いろんなあの手この手の工夫が行われたんですけども、できれば、それがいいかどうかは別として、こういった事態を避けるためにいろんな指名の仕方を工夫されたいかがかなと思うんですが。だめですか。東京都の制度が今、希望制指名入札はこういうやり方でやると書いてある以上は変えられないということなんですかね。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、何度も申しわけございません。希望が多い場合については、先ほどお話ししたように原則10者というように絞込みというのはやっておりますけれども、基本的に10者未満の工事のほうが件数的には物すごく多くて、そういったこともありますので新規参入者が実績のある者が多くて必ずはじかれてしまうというようなことは、特に、現時点でそれが横行してしまっているというような実態ではないというようなことだと思います。

【有川部会長】 そういう数量的な話をしたいわけではないんですけども、希望が多いというのは結局多くの業者がメリットがあるという、そういったところの事業だと思うので、数者しかない、1者しかないというのは、先ほど来話がありますように余り利益が上がらない、あるいは非常に難工事である、魅力のない工事だということなんで、新規参入業者はそっちいかせるというのも、やっぱりそれはせつない世界じゃないかなという気がするんですけども。私ばかりいろいろ言って恐縮なんで、ほかの委員の方すみません、本件について意見がありましたらお願いします。

【片桐委員】 これ実質的には公園のLED化だと思うんですけど、実施時期がこの第4四半期になってしまったのは何か理由があるんでしょうか。

【建設局 中尾工事課長】 工事課長、中尾でございます。30年度の当初から設計を始めまして、8月ぐらいまで設計にかかり、その後、積算業務をいたしまして、起工、契約という手続を進めてまいりますと、起工の持ち込みが11月ぐらいになりますので、契約が1月というような形になってしまっております。

【片桐委員】 LED化ということに着目していいのかちょっとわからないんですが、防災公園ということで多分、必須なんだと思うんですけど、これほかにも同じような案件というのは多分あるんだと思うんですが、長期的な計画というのはされているんでしょうか。

【建設局 中尾工事課長】 建設局が所管している都立公園のうち、避難場所ですとか災害時の救出、救助活動の拠点になるような公園を、私ども防災公園というふうに位置づけてございます。これまで断水しても使えるトイレですとか、自衛隊が入って来られるような園路の拡幅などを進めてきたところでございますけども、東日本大震災以降、電力が逼迫しないようにということで、電力負荷を少なくするために今までの電球からLEDに

変えていく、また非常用の電源を確保するための発電装置をつけていくというのを、所管する82の公園のうち、62の公園で順次計画を立てて進めているところでございます。

【片桐委員】　　そうしますと、長期的なそういう全体像がある中で、順番をつけてやっていращやるということなので、年度が始まってからいろいろ積算だとかスタートされるということじゃなくて、もう少し前倒しをすることは可能なんでしょうか。

【建設局 中尾工事課長】　　順次、前年度に設計をして、次年度に工事に着手するような組み立て方を検討して進めてきているところでございます。今回の武蔵の森公園につきましては、オリンピックの自転車の会場になるということから、工事の完了をある程度、限定して取り組む必要がございましたので、単年度で設計と工事という形で進めさせていただいております。

【片桐委員】　　この案件って何回も変更が発生しているみたいなんですけど、あれですね、時期だけじゃなくて中身も実際は不足していた部分があったりとかして、ちょっとそういう意味では今回、業者からの聞き取りの中でそういったことはある程度、何となく業者も感じとっているというか、何となくそういう意味で手を出さないほうがいいかなというようなのを、あらかじめ感じとっていたようなものはあるのかなと思う。これはあくまでも邪推ですけど。気がしてまして、もう少しやっぱり、何でも前倒して綿密な計画をつくっていただいて、できる限り変更なく、スムーズに進むといいなというふうに思いました。

【有川部会長】　　ほかの。お願いします。

【小池委員】　　今のご意見にもちょっと関係あるんですけども、計画的に進められているということで、辞退理由の一覧を見ているんですけども、その照明器具が入手できなかったという理由が結構ありまして、中には見積書を添付しますという、さっき有川委員がおっしゃったように、やる気を継続できないのは問題、もちろんそれもそうなんですけど、やる気が継続できたけどそれが入手できなくて辞退しているということが、この工事については発生していますよね。このLEDの電球が品薄、この一覧を見ただけで品薄なんだろうと。品薄であれば価格が高くなるのは当然ですから、それでこの予定価格でおさまらないというようなことで辞退されているということが発生していますが、これも先ほどの片桐委員の意見にありましたような平準化みたいなことがあれば、こういうことも防げたんじゃないかというのが1つ意見なんですけれども、それを踏まえてということでもないんですが、こういう電球が不足しそうだということをどの程度リサーチしていたのかということをお聞きしたいです。というのも、やはり不足していれば価格がどうしても高くなるわけですから、本当に今じゃなきゃいけないのか。そういったことも含めて、どの程度こういった状況になるということを把握されていたのか、教えてください。

【建設局 中尾工事課長】　　設計時点でございますけれども、メーカーのほうに確認をいたしまして、納期等の確認をして、この期間で施工可能というふうな判断をしたところでございます。

【小池委員】 実際は欠品とかだったわけですね。それはこのLEDの事業者というのは、私も余り存じ上げませんが、何者ぐらいあって、何者ぐらいにリサーチされたんでしょうか。

【建設局 中尾工事課長】 複数者、LEDのメーカーというか、灯具のメーカーのほうに確認してございますけども、3者に確認をしてございます。実際に欠品があったわけではございませんで、不参の辞退の理由の中で挙げている方についても、それぞれ自分の取引先がおありだと思いますので、その取引先のところでは確保ができなかったのではないかなというふうに思います。

【小池委員】 そうですね、そうなんですけど、こうやって何者もこの理由を出しているわけですから、ではないかで済ませられるのはちょっと問題があるんじゃないかと思います。それは意見です。

もう1点お聞きしたいのは、この絞り込みのときのお話にちょっと戻るのですが、入札の指名の絞り込みの時点で、これは単なる質問なんですけれども、最初希望して来られた方の中には府中市の業者の方もいらしたんですが、その方たちは指名されなかったわけなんですけれども、この地域性、やはり地方公共団体の公共工事ですから、地域の事業者を育てるというのは非常に重要かと思うんですけれども、その地域を重視しているとおっしゃいましたが、どの程度の範囲を地域として捉えられているのか。それは何か規定があるのか、それとも毎回このような数でやっていますというようなことなのか。どちらでもいいのでお答えいただきたいんですが。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 お答えします。東京都はご存じのとおり区部、多摩部、島しょ部となりますけれども、私どもの事務所は多摩部にございますので、やはり希望が非常に多い場合に関しましては、多摩部の業者育成の観点から、多摩部の業者を優先して選定している次第でございます。

【小池委員】 多摩部の中で特にここというようなことは、特に縛っていないということですか。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 はい、やはり施工現場に近い、多摩部もやっぱり広うございますので、できたら施工現場に近いところを選定するようにしております。

【小池委員】 じゃあ、今回のその府中市の業者さんについては、そういうことを勘案したんだけど、ほかの業者に届かずというようなご判断ということでしょうか。

【建設局 松浦副所長兼庶務課長】 ——（非公表部分）——

【小池委員】 そうですか。やはり最初の1つの公共工事をとるとというのが非常に難しいと思いますので、今回の工事がそれに当たるかどうか、ちょっとわかりませんが、すごい難しい工事をいきなりということは難しいと思いますので、それほど技術が、これ私が拝見した限りではそれほど特殊な技術が必要とも思いませんので、こういった工事にこそ、そういう最初の第一歩をとというようなチャンスを与えていただけるようなことを考えていただけたらというふうに思います。

【飯塚委員】 先ほど、全体で82の公園のうち62の公園でLED化を考えているとおっしゃいました。

【建設局 中尾工事課長】 はい。

【飯塚委員】 82、62でいいんですね。それで、じゃあこのLED化をした公園というのは、全部で62のうち何公園ですか。

【建設局 中尾工事課長】 私どもの事務所だけではなく、ほかの事務所でもやってございますけども、令和元年度までに着手を予定している公園は30カ所ございます。

【飯塚委員】 それは多摩だけじゃなく。

【建設局 中尾工事課長】 多摩だけではございません。

【飯塚委員】 全体で。

【建設局 中尾工事課長】 都立公園全体でございます。

【飯塚委員】 それで、ほかの公園のLED化というのも契約の状況というのは本件と同じようなものですか。たくさん手を挙げて、最終的に1者になると。

【建設局 中尾工事課長】 いや、西部公園では、そういった事例は限られているというふうに認識してございます。すみません、細かくデータをまだ見ておりません。

【飯塚委員】 西部公園というのは、そういう公園があるんですか。

【建設局 中尾工事課長】 すみません、私どもの事務所の名前でございます。

【飯塚委員】 ああ、すみません。先ほど、有川先生がおっしゃっていたようなこと、私たち等しく疑問に感じるんですよ。それで、なかなかどういう手を打つかというのは難しいとは思いますが、逆の言い方をすれば、私たちは公正な競争契約がなされればいい。逆に言えば、談合がなければいい。そういうことですよね。これ20何者が1者になったところで、結局談合は全くありませんと。いろんな諸般の事情でこうなりましたということが蓋然的にでもわかれば、それはそれなりにいいと思うんで、今おっしゃった30の公園について、業者の名前と、それから何者で札を入れたのかと、それだけでいいですよ。それを一覧表にして出してもらうことを、私が勝手に言えないから、後で4人で検討しますが、もしもそれで例えば、きれいに色分けされていたら、それはまずいですよ、どう考えたってね。そういう場合は、ちゃんとした手を打たなきゃいけないし、いや、このケースだけが何かちょっとおかしかったねと。あとは通常の契約なんだということなら、それはそれで1つの理解ができると思う。そんなことを今、考えていますので、後で申し上げる必要があれば申し上げます。でも、皆さんもそういう見方をしておく必要があるんですよ。1つの工事だけ見たって見えてこないものを、同種同等のものをたくさん横に並べると見えてくるものというのがある。よくそのところはテクニックですから、腕を磨いていただきたいと思います。

【有川部会長】 それではすみません、冒頭の私の質問が長かったものですから時間を食ってしまって大変申しわけありませんでした。それでは、各委員からいただいた意見を踏まえて、ちょっとこの会議の委員の附帯意見という形でまとめたいと思いますので、何

か補足や修正がありましたら、後で申しあげたいと思います。

まず1つは、1者入札の大きな1つの原因になっていると考えられたんですが、本件の発注が非常に第4四半期におくれているという、つまり計画的にやっているという割には、やはり発注の早期化ということが、まだ十分行われていないんじゃないかと、そのところの検討をしっかりとっていただきたいというのが1つの意見。

それから、2つ目としましては指名の仕方の問題として、規定上、指名の順序は決まっているんですけども、ただその指名の基準として書かれている工事实績とか、あるいは地域性とか、そういったもののいろんな理由に基づいて選定する際においても、やっぱり新規参入業者、新しく手を挙げたいけども、なかなか拾い上げてもらえない業者にチャンスを与えるような工事種類の場合は、工事实績に余り軸足を置かないで、地域性を考慮したような形の発注も、それを考慮することによって新規参入業者が、つまり指名されやすいようなことも検討していただきたいというのが2つ目の意見。

3つ目の意見が、今最後に飯塚委員からありましたように、やはりこの減少状況は都民に対してなかなか説明がしにくいところなんで、もしこれがたまたま偶然なんだということを裏づけたいのであれば、飯塚委員が言われたように、これがたまたま偶然の状況なんで、ほかの同じような工事については、このように適切に競争が行われているということを、やっぱり反証として示していただきたいと思いますので、同じような事業、公園の関係のLED化について、入札、それから競争状況について、一段整理のある資料を見せていただきたいと思いますが、そのような意見でよろしいでしょうか。

じゃあ、全体としては法令に従った処置がなされているという上で、今言いました三つの附帯意見及び補足資料の作成をお願いしまして、本件は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

では、ここで10分間休憩をとりたいと思います。40分に再開をしたいと思います。  
(休憩)

【有川部会長】 どうも大変失礼いたしました。

休憩が終わりまして、それではきょうの4番目の案件を、交通局でよろしく願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管理局でございます、交通局の出席者を紹介させていただきます。

【交通局 笹森契約課長】 交通局契約課長の笹森と申します。よろしく願いいたします。

【交通局 染次保線課長】 同じく交通局の保線課長、染次と申します。よろしく願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案4をごらんください。

同一事業者による長期継続受注事案として抽出されたもので、件名は「新宿線レール削正工事」です。

本件は特命随意契約により契約を行ったものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】      ありがとうございます。

それでは、各委員、質問、意見がありましたら、お願いいたします。

【片桐委員】      こちら特命随意契約ということになってはいますが、これは添付していただいた資料でもあるんですけど、特命随意契約でずっと同じ事業者がやってきているというところなんですけど、ほかの事業者にやらせられないような何か内容というのは含まれているのでしょうか。

【交通局 染次保線課長】      ご説明します。

削正という仕事自体は、レールをと石で削って、正しい形に直して、例えば騒音や振動を防ぎましょうという仕事自体は、ほぼ全ての鉄道事業者で行っております。

ここで問題になってくるのはレールの幅でして、1372という幅自体が、いわゆる鉄道事業者、路面電車は除くのですけども、一般の鉄道の中で言えば京王線と、それから都営新宿線、この2者だけになります。

そうなりますと、おのずとそこで使える機械というものが限られてまいりますので、その2者しか使わないような車両であれば、何者もそういう業者がいても、結果的には仕事が限られてしまうということもありまして、今回は当該業者が、これは京王線と、それから新宿線と両方業務を行っておるのですが、会社は大阪にありますけど、大阪から陸送してきたものを、例えば京王線で使えば、京王線と新宿線は相互直通をしていますので、オンレールでそのまま新宿線に乗り込んできて使えるということで、もともと2者しかないということと、それから相互直通運転で回送ができると、そういうメリットを含めて、この会社がずっとやっているということです。

やはり鉄道事業者として2線しかないということが大きな原因かと思えます。

【片桐委員】      そうしますと、その特定の幅の線路を削れる業者というのは、ここしかないのですか。ほかにもあるのでしょうか。

【交通局 染次保線課長】      この車両を持っている、削るための車両を持っているのがここしかないのです。その会社がオペレーションというのですかね、運転だとか、そういういわゆる削正の仕事をパッケージで受け入れているということですから、自前の車両を持ってこの仕事をしていると。

【片桐委員】      今回は平成30年の案件、金額が去年に比べると大分少ないというのか、案件が減っているのでしょうか。ボリュームが減っている。

【交通局 染次保線課長】      1回不調になりまして、不調になりますと当然再起工だとか、再設計をして、仕事の中身を見直すのですが、そうした結果、削れる量が減ってしまったということです。ですから、おのずと工事の起工額も減ってしまったということです。

【片桐委員】 すみません。そのところ、ちょっと素人なのでわからないのですが、減ってしまったのは期間が短くなっちゃったから減っちゃったのでしょうか。

【交通局 染次保線課長】 そうですね。結果的には短くなったということです。

【片桐委員】 単価としては、そうしたら不調になったことで上がったのでしょうかね。

【交通局 染次保線課長】 そうですね。単純な比較はなかなかできないのですが、結果的には業者と折り合ったということですかね。

【片桐委員】 ちょっとそのところは結構重要かなと思ってまして、要は積算の単価の状況が上昇傾向にあるのか、変わっていないのか、下降傾向にあるのか、そのあたりを教えていただけないでしょうか。

【交通局 染次保線課長】 ——（非公表部分）——

今回は、京王線と協議を事前にして、使用する期間というのは、お互いにやりたい仕事の量というのがありますので、もう固定されています。それで、当初は使用する期間の前に事前の調査というのをして、調査をした結果で、その使用している期間にできるだけ回数をこなそうという積算の仕方をしています。

結果的には不調になってしまったので、事前の調査という期間がとれなくて、逆に限られた期間に事前の調査が割り込んできたような形になったので、結果的に回数が減ってしまいました。

——（非公表部分）——

【片桐委員】 やっぱりちょっと心配になるのが、この金額だけだとわからないんですけどね、ボリューム感との兼ね合いもあるので、結局高くなっているのか、安くなっているのか。もし、これ、どんどん高くなっちゃうというのだったら、それ相当のやっぱり理由づけが必要だと思うし、そのあたりの対応策みたいなものは何かありますか。

【交通局 染次保線課長】 ——（非公表部分）——

【片桐委員】 ——（非公表部分）——

【交通局 染次保線課長】 そこは、実際に機械が動く日数だとか、それから削正という作業をする回数等、それ以外の事前の調査だとか、そういうもののバランスによって変わってきてしまうと思います。

そういうバランスを考える以前に、京王線と都営交通のほうでの使える期間の制約というのがまず第一にあるので、その期間の中でもやっぱり変動というのはどうしても起きてしまうと思っています。

【片桐委員】 だから、こちらとしては見えない部分が生じちゃっているわけですね、ある意味ね。

【交通局 染次保線課長】 そうですね。

【片桐委員】 京王線でどう使われているのかがわからない、ある意味。そこはちょっと難しいところだということですね。

【交通局 染次保線課長】      そうですね。

【片桐委員】      そうすると、ある程度そこは一定の何か基準というかルールのもとで粛々とやっています、それしか言いようがないということになってしまいますかね。

あと、気になったのが、今回ボリュームが減ってしまった、入札の不調の関係でということ、安全性とか、そのあたりの担保はどのように説明されますか。

【交通局 染次保線課長】      例えば乗り心地だとか、騒音だとか、そういうものをまず重視して削正しておりますが、一方で安全性という面で、どうしてもこの部分はレールを削らなくちゃいけない、仕上げなくちゃいけないというのは、もちろん最優先に選んでいます。

ボリューム的にどうしてもこれでは収まらないという場合については、こういう大型の削正車を使うのではなくて、例えば手で押してやるものだとか、そういうものも実はありまして、こういう大型削正車以外の方法で削正というのは可能ですので、そちらでカバーすることもできます。

実際、今回みたいに非常に量が限られてしまうと、場合によってはそういうことも考えざるを得ないかもしれません。

【片桐委員】      ありがとうございました。

【小池委員】      今のお話で京王線との関係みたいなことがあったと思うのですが、例えば京王線と発注の時期をぴったり合わせれば、そんな何回も大阪から来たりする必要がなくなるわけですから、安くできるのではないのかなと思うのですけれども、そのあたりはどのようなことで。

【交通局 染次保線課長】      この会社は大阪に事業所がありまして、そこでこの削正車のメンテナンスをしています。大体1年で、今回の場合は前半が京王線、後半が都営交通という形になっていますので、逆に頻繁に行き来というよりも、1回京王線に持ってくれば、その後オンレールで都営交通に車両を持ってくる、今度返すときは都営交通のほうが大阪に返すということにして、本来別々に呼んでしまうと往復の料金がかかる、陸送の費用がかかるのですが、そうやって回送することで逆に運搬費は半額になっています。

それから、作業ごとに持ってくるというよりも、1回都営交通のほうに車両が来てしまえば、都営交通の仕事が終わるまでずっとこちらに置いておいて、最終的に返すと。

ほぼ1年間この車両は稼働しているのではないかなと思います。

【小池委員】      今回のこの落札された費用の中には、実際には片道分しか移送費用が入っていないということですか。

【交通局 染次保線課長】      はい、そうでございます。

【小池委員】      ちょっと余り入札と関係ないのかもしれないのですが、大型の削正車というのが永遠にもつものとも思えないのですけれども、これが例えば故障したとか、使えなくなったとかといったときには、どうしようとか、そういったことはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

【交通局 染次保線課長】 大体15年ぐらいは耐用年数で想定されている車両で、当然6年に1回とか、それから毎年とか、検査がございます。その検査のときに悪い部品だとか、それから具合が悪くなったところは調整をしたりしておりますので、そういう意味で予防保全的にまずメンテナンスをしっかりとしているということです。

それから、万が一故障になってしまった場合は、これはやむを得ずやっぱり1回工場に返す、もしくは技術者に来てもらって修理をしてもらって使うということになりますから、おのずと削正する回数も、京王線にしろ、都営交通にしろ、回数は減ってしまうと思います。

ですので、そういうものは来年に回して、来年の予定していたものから、また優先順位を見ながら作業を割り当てて作業をし、また、それでやりきれないところ、なお必要なところは、そういう故障で使えない期間があったのですから、例えば手押しの形でやるようなものにするとか、例えば安全にかかわるものは最優先にしますが、多少乗り心地だとか、そういうものは安全最優先ということで少し優先度を変えましょうかと、そういうことをして故障だとか、そういうものには備えています。

【小池委員】 お話はわかるのですが、先ほど片桐委員からも安全性という言葉がありましたように、この1者だけに頼りきるようなことが果たして望ましいのかというようなことは、その入札の金額にかかわらず、トータルで考えていていただきたいのかなと思っています。

【飯塚委員】 この業者は大阪ですよ。大阪にあるということは、大阪の鉄道でもこの削正という仕事はやっているのですか。

【交通局 染次保線課長】 大阪では1372はないですね。

【飯塚委員】 じゃあ、何で大阪の業者が東京近辺にしかない1372を持っているのですか。

【交通局 染次保線課長】 それは、もともとはこういう削正の車、補修用車両というのは、ヨーロッパがメーカーとしては非常に多いです。ヨーロッパや北米ですか。なかなか国産の車両というのはないのですが、この住金日鉄という会社はそういう車両について、多分日本のメーカーが手をつけていなかったのですが、このメーカーが日本のメーカーでも数少ないこういう補修用車両への進出をした会社だということで、当然ノウハウを持っている会社と提携はしていると思いますが、日本の国内でもこの会社だけです。それがたまたま大阪にあるということです。

【飯塚委員】 この削正車というのは、買うと幾らですか。

【交通局 染次保線課長】 仕様にもよりますが、大体15億円ぐらいだと思います。

【飯塚委員】 15億円だったら、こちらと京王で年間1億ぐらい払っているのだったら、15年でとんとんですよ。

【交通局 染次保線課長】 そうですね。

【飯塚委員】 京王と一緒に買ったらいいじゃないですか。そういうことは考えたこと

はないですか。

【交通局 染次保線課長】 購入するよりも、車両を提供してもらって作業したほうが、結果的にはどうも割安になっているようです。

【飯塚委員】 そのあたりの試算を、この特命随契をする前提としてきちんと試算をしておく必要があると思うのですよね。

【交通局 染次保線課長】 ——（非公表部分）——

【飯塚委員】 いや、だからそれは東京が1つ丸ごと持つという前提でしょう。別に東京で1年間使うわけじゃないのだから、京王と一緒に共有すればいいと思うのですけどね。それを前提に試算をして、それでもこのほうが安いんだということがあって、それでも材工ともにの契約というのはおかしいですけどね。

はい、わかりました。

【有川部会長】 レールの規格は違うかもしれませんが、東京以外の地方自治体の交通局は、どういった積算をしているかわかりますでしょうか。

【交通局 染次保線課長】 基準自体は大体各鉄道事業者というのですか、例えば仙台市だとか、横浜市だとか、そういうところは同じような基準を使って ——（非公表部分）—— いると思われます。

【有川部会長】 基準というのはレール幅の基準ではなくて、積算基準ですね。

【交通局 染次保線課長】 そうです。

【有川部会長】 情報共有すれば、お互いどのぐらいの積算をしているかというのは情報連携できるわけですかね。

【交通局 染次保線課長】 それぞれ開示できる範囲であれば、情報交換は可能だと思います。

【有川部会長】 なるほど。そうすると、先ほど冒頭質問がありましたように、当初不調になって、2回目に何を変えたのかというのがちょっとわかりにくいという話で、結果的には落札率が低かった云々という話がありましたけれども、要は当局のほうも積算が妥当かどうかは、やっぱりほかの交通局の積算と常に情報共有していれば、大体それでどれだけの業者の落札率が、削正に関する落札率があるかとわかれば、大体相場観というのは出てくるのではないかと思うのですが。

【交通局 染次保線課長】 あとは、それを共有できる会社がどれだけあるかということになるかと思います。

例えばJRのように1067ミリというほとんどの会社が使っているものであれば、車両の台数も多いですし、それから実績も多いですし、そうなるとおのずと横並びに近い形になろうかとは思いますが、今回のようにやれる会社が限られている、それから、期間も限られている、そういう制約があるとすると、なかなか他者とは単純な比較はできないのかなと思います。

【有川部会長】 そうすると、あれですか。ほかの都市交通、地方自治体で持っている

交通のレール幅というのは割と汎用性の高いレール幅で、東京都が特殊なんですかね。

【交通局 染次保線課長】 東京都の場合は、特に1372というのは非常に特殊です。もともと馬車鉄道から始まった京王というのが、そのままの幅で鉄道事業にきていまして、ほかにも路面電車は大体1372が多いですが、そうでない、今回の新宿線のようなものは、京王線が馬車鉄道の軌道をそのまま、レールの幅をそのまま維持しながら鉄道事業に参入してきて、地下鉄の計画をするときに相互直通の乗り入れをする新宿線は京王と合わせるべきとなったので、結果的に京王と都営新宿線だけが1372で残ってしまったという形です。

浅草線のように京成と都営地下鉄浅草線と京浜急行が相互乗り入れしている場合については、京浜急行が1435という幅でしたが、京成線はもともと成田山にお参りに行く鉄道だったので、路面電車のような1372の幅でしたが、それをわざわざ京浜急行に合わせて1435にしたという経緯があります。それを3者結ぶために浅草線をつかったので、浅草線も1435となっています。

この場合は、例えば削正する車両についても、ある程度台数もありますし、ただ浅草線は浅草線でかなり削正をする箇所が多いものですから、これについては車両を東京都が購入してやっています。

【有川部会長】 釈迦に説法のように申しわけないのですが、間もなく交通局が調達するやつは、これまでの例外から、政府調達の除外から除かれて政府調達の対象になるということなので、軌道が非常に特殊なやつだと、ほかの交通局よりは特に特殊な発注をしなきゃいけないということがこれから何か多くなるのじゃないかと思うのですが、そういったところで何か心配はないのでしょうかね。

これは削正車だけじゃなくて、レールも、車両もみんなそういう問題が出てくると思うのですけれども、ほかのところはみんな汎用性のあるもので対応できるけど、東京都は非常に特殊だとすると、その辺のところでは何か心配はないのでしょうか。

【交通局 笹森契約課長】 まさにご指摘いただいたとおり、国際調達にどうやって対応していくのかというところを、我々は今まさに取り組みを始めているところで、国のほうでも、都営交通ですとか、あとメトロですね。国際調達に該当する、いわゆる安全注釈というのが今年の2月2日の調達からそれができなくなって、ちゃんとWTOに準じたような形になるということで、もう2、3年前からワーキングを組んでいただいて、実際に検討を始めています。

手続については、公告ですとか、そういったところの若干の修正は事務的には終わっています。

一番これからしっかり考えなきゃいけないのが、仕様書をどこまで書き込むのかというところです。——（非公表部分）—— 文化の全然違うところで、EUの業者が今度調達の対象に、参加できるようになるというところなので、ここも仕様書の書き方をどこまで精度を上げていくのか、誤解のないようにするためにはどうしたらいいのかという

ところを国のワーキングでも検討していますので、その結果を踏まえながら、今、我々としても鋭意詰めているところで、来年度、そういった調達がぼつぼつと予定されますので、それまでには一定の整理を終えた形でやっていきたいと、今、まさに準備しているところでございます。

【有川部会長】　そういうとき、東京都のレールの幅が特殊だというのは、余りほかの都市交通局と違いは出てこないのですか。

【交通局 染次保線課長】　やっぱり車両自体がたくさんの路線で使える、たくさんの線路の幅で使えるということであれば、いろんな面で汎用性だとか、そういうものから車両についてはより安価にできるということはあるかもしれません。

一方で特殊な車両、特殊な仕様になってしまうと、そういう意味ではやっぱり割高になるという心配はどうしても残るところです。

ただ、これまで導入されているメーカーの実績を当然考えて入札の準備もしなければならぬですし、それからメーカーとしても、やはりノウハウを持つ実績のある会社が、引き続きそういう車両を提供してくれるのではないかなと、また、そういうことを実現できるような仕様書なりにしていかなければならないとは考えています。

【有川部会長】　なぜこんなことを言うかという、先ほど飯塚委員からお話がありましたけれども、要は本件で問題になっている削正車の発注について、自前で調達してやるやり方や、あるいは今やっているような形で業者に全て任せるというやり方のときに、やはり特殊な軌道を持っている京王といかにタッグを組みながらやらなきゃいけないかということなので、それを応用させていくと、これからの政府調達、公共調達においては、やっぱり同じ軌道を持っている、若干オールジャパンで特殊な軌道の分野では、ぜひ情報連携を適切にやっていかないと、一番適切で経済的な発注ができなくなるのではないかなという心配があったものですから、ちょっと申し上げたのです。

では、時間もありますので、各委員から出た意見をまとめさせていただきたいと思います。

交通局の発注については、基本的に法令に即した手続で行われていると認められますけれども、ただし、この場で各委員から出された意見で改善をお願いしたい附帯意見をちょっとつけさせていただきますと、1つは、今回再度入札、再発注されていますけれども、最初のときの積算が、2回目の再度発注のときの積算でどの部分を見直したかというのは必ずしも十分に説明されていないので、そここのところがわかりやすい、十分説明できるようにしておいてもらいたいというのが1つであります。

それから、もう1点は先ほどの話と重複しますが、試算はしているということなのですが、東京都交通局だけが買い上げたときの試算ではなくて、京王といかにタッグを組んで連携をして買い上げをしたほうが、今のような形で1者に特命随契をいくと、どれだけ経済的な違いが出てくるかというのを改めて試算しておいていただけるとありがたいということを申し添えたいと思います。

あと、何か補足、よろしいでしょうか。

じゃあ、その2点をすみません、検討していただくということで、4番目の審議を終わりたいと思います。

どうも長時間ありがとうございました。

(交通局職員退出)

——— (非公表部分) ———

【有川部会長】       ——— (非公表部分) ———   1番目から4番目の案件をもう一回総括しますと、私がもう一回同じ言葉を使うよりは、私が言ったのを事務局のほうで適切に記録していただいていると思いますので、そこを確認する意味合いで1番から4番目について、すみませんが報告していただけますでしょうか。

【岡村契約調整技術担当課長】       契約調整技術担当課長の岡村でございます。お疲れさまでございました。

本日は全部で5件審議いただきました。

それでは、案件ごとにどういう意見があったのかということについて、順次確認させていただきます。

まず、議案1の王子第二ポンプ所建設その4工事についてですけれども、こちらの工事内容は一般競争入札で希望者、応札者ともに1者。落札率が99%でございます。

下水道局の下水道施設の案件でございました。

こちらについては、意見といたしましては、再発注に、ヒアリングを行って、見直しを行ったにもかかわらず、1者しか希望がなかったことに対してどのような工夫をしたのかというご質問がありまして、事業所管局から、施工に困難性が高い工事であったため、設計内容見直し等を行って再発注を行ったという回答をさせていただきました。

さらに、他の事業者にも参加できるような、参入できる工夫をしたほうがいいんじゃないかというご質問もございましたが、参加要件について多くの事業者が参入できるようにしているという回答をさせていただきました。

また、再発注時の見直し内容につきまして、当初からこれは見込めなかった内容なのかというご質問がございました。

事業所管局から、杭の協会に協議を行うなどして使用材料の見直しを行ったというところに対してのご意見といたしましては、本来であれば、あらかじめそういったことも考慮して見込んでおくべきだったというご意見を頂戴しました。

また、最後ですけれども、再発注時には1者入札をなくすような検討をすべきというご意見をいただきまして、一般論ではありますが、再発注時には価格面での検討ですとか、発注時期平準化の工夫、さらには工事のロットの工夫などが行われていると回答をさせていただきました。

こうしたことから、最後のまとめですけれども、基本的なルールに従って手続はなされているんですけれども、再発注の際には1者入札の原因分析をきちっと行って、次の発注

へつなげていくことをしっかり検討していってほしいというご意見がございました。

2点目は、現場の状況をしっかりと把握を行って、現場に応じた設計・積算を行うようにというご意見を頂戴いたしました。

続きまして、議案2でございます。

こちらは自転車走行空間整備工事でございます。

こちらは希望制指名競争入札。希望者3者、応札者1者、落札率が100%で建設局の道路舗装工事の案件でございます。

こちらについてのご意見ですけれども、辞退したものについて、どのように分析しているかというご意見がありまして、事業所管局からは、技術者が人手不足で配置が困難であったのではないかと回答をさせていただきました。

また、オリンピックの開催までという制約もあったというところの回答をさせていただきました。

次に、国は1者入札の詳細な原因分析を行っているけれども、ぜひそういったものを取り入れて、次の入札につなげてほしいというご意見を頂戴しまして、東京都といたしましては、既に電子入札システムで辞退理由を記載する取り組みを行っているという旨の回答をさせていただきました。

以上のご意見を踏まえまして、基本的なルールに従って手続がなされているけれども、局として1者入札の分析の検証を行っていただいて、次回につなげてほしいというご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、議案3、武蔵野の森公園防災公園整備工事についてでございます。

こちらにつきましては、希望制指名競争入札で、希望者が28者、応札者が1者、落札率が99.9%で、建設局のLEDの電気工事の案件でございました。

こちらにつきましては、希望者が多いのにもかかわらず、結果的に応札者が1者になってしまったと。都民への説明はどのように考えているのかというところでございましたけれども、所管局からの説明では、指名者の選定の考え方の説明があった上で、結果として多く辞退された理由としては技術者の確保が困難であったということと、納品の工期が間に合わないなどといった回答をさせていただきました。

あわせて、なぜ指名者が応札しなかったのかというところから、制度面からこういった受注意欲のないような事業者を辞退させるようなことはできないのかというご質問がございました。

それに対しましてですけれども、指名する際には、過去の実績ですとか、応札した事業者に対しては優先的に指名を行っている旨の回答をさせていただきました。

次にご意見を頂戴したのは、当該工事の市内の事業者がなぜ指名されないのかというご意見を頂戴しました。

地域性ですとか、新規参入に配慮すべきではないかというご意見を頂戴いたしました。

最後ですけれども、今回の工事の公正性を説明するためにも、同じような工事の応札者

数等について、整理してほしいというご意見を頂戴したところでございます。

こういったご意見を踏まえまして、基本的にはルールに従って手続がなされておりますけれども、3点ご意見を頂戴しました。

発注時期において平準化がなされていないので、もうちょっと発注時期の平準化について検討すべきというご意見を頂戴しました。

2点目ですけれども、指名手順における実績、地域性だけではなく、新規参入にも配慮すべきというご意見を頂戴しました。

3点目ですけれども、入札の公正性について説明できるよう、同じようなLED工事の応札者数等について整理してほしいというご意見を頂戴いたしたところでございます。

続きまして、議案4の新宿線のレール削正工事です。

こちらは交通局の特命随意契約の軌道工事の案件でございました。

こちらにつきましては、まず、特命随契の理由ですね。他の事業者でやれない理由についてご質問がございまして、事業所管局からレールの幅が特殊であるため、この車両を持っている事業者が1者しかおりませんので、特命随契を行っている旨の回答をさせていただきました。

あわせて、この工事を行う上で車両を購入する検討は行ったのかというご意見を頂戴して、きちんとそういった購入するのか、借りたほうが安いのかという検討をした上で特命にすべきだというご意見を頂戴しましたところ、交通局からのほうは、試算はそういった検討は行っているという回答をさせていただいたところでございます。

こういったご意見などを頂戴しまして、基本的にはルールに従って手続がなされておりますけれども、2点ご意見を頂戴しました。

再発注の特命随契におきましては、当初発注との変更の内容を明確にするべきというご意見を頂戴しました。

2点目でございますけれども、経済性の観点からきちんと試算を行うようにというご意見を頂戴したところでございます。

———（非公表部分）———

以上、まとめでございます。失礼します。

【有川部会長】      どうもありがとうございました。

私のほうの雑駁な取りまとめを岡村課長のほうで適切にまとめていただきまして、ありがとうございました。

きょうの審議結果として、今のようなまとめ方で各委員よろしいでしょうか。追加するものとか、ありませんか。

【小池委員】      よろしいでしょうか。

3つ目の案件で私が申し上げたのかと思ったのですが、この実績や地域性だけでなく、新規参入にということをお話しいただいたんですけど、私が申し上げたお話の流れでは、地域の方が新規参入できるようにという流れでお話ししていたかと思しますので、

少し言い回しだけですけど、お願いいたします。

【岡村契約調整技術担当課長】 失礼しました。わかりました。

地域性で、加えて新規参入ということですね。わかりました。

【有川部会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了することになります。

最後に何か委員の方で意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

【有川部会長】 それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

委員の皆様方には長い時間にわたりましてご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

今後とも、よろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

——了——